平成２４年（フ）第１７２３号
埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ601号
債務者　金　　銀河
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５５号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目62番地　マレーＳ・Ｔビル403号はるか法律事務所
債務者　栢尾　久子
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
群馬県高崎市棟高町1868番地20　コーポ坂本101号
債務者　石原　弘美
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５７０号
名古屋市中区平和２丁目１番15号
債務者　ミナクルこと　村上　次郎
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２７号
岡山県倉敷市松江１丁目３番５号佃アパート１号
債務者　柴田　利彦
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４２１号
東京都昭島市福島町1011番地22佐藤ビル
債務者　小倉　　孝
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３７５号
東京都日野市程久保２丁目９番地の13ミヨシハイム101
債務者　葦澤　明敏
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月21日午後３時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３号
東京都町田市玉川学園１丁目25番21号玉川学園マンションＡ412
債務者　宮島　一夫
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　Ｃ９―506
債務者　山崎　勝年
１　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第３８号
福岡県福岡市博多区金の隈１丁目18番25号
破産者　有限会社三祥会
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３５号
福岡市博多区井相田３丁目４番16―605号
破産者　安藤　俊子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
秋田県横手市中央町６番９号
破産者　藤谷コウ子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第８６０号
北海道浦河郡浦河町潮見町17番地の89
破産者　本間　正秀
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４０号
静岡市葵区瀬名７丁目33番28号、旧住所静岡市葵区瀬名１丁目１番５―306号
破産者　遠藤恵美子
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
京都府舞鶴市字女布２番地109
破産者　今村俊二こと　李　　俊二
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１２６７号
広島市中区舟入川口町10番12号
破産者　高田　　学
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５７号
福岡市南区大池１丁目１番１―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区住吉５丁目６番13―1003号
破産者　畠山　義邦
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部